

静岡県がんセンター局告示第4号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月13日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

(15) 特別初診料・再診料	1回につき	初診 5,500 (歯科 3,300) 再診 2,750 (歯科 1,650)	特別初診料・再診料とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号及び同条第5号に規定する初診・再診に係る料金をいう。
----------------	-------	--	--

」

を

「

(15) 特別初診料・再診料	1回につき	初診 7,700 (歯科 5,500) 再診 3,300 (歯科 2,090)	特別初診料・再診料とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号の初診及び同条第5号の再診に係る料金をいう。
----------------	-------	--	--

」

に

改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。